

## 耐震診断・補強計画判定料等について

平成22年4月1日

耐震診断・補強計画判定のお申込み事務所 各位

社団法人 茨城県建築士事務所協会  
会長 横 須 賀 満 夫

日頃、当協会の耐震診断・補強計画判定会議をご利用いただきありがとうございます。  
さて、当協会の耐震診断・判定会議の判定料等につきましては、平成22年4月1日受付するものから、「耐震診断・補強計画判定会議の判定料等取扱い基準」により取り扱うこととなりますのでよろしくお願ひいたします。

申込みから判定書発行までの手順

- ① 耐震診断・補強計画判定申込書の提出（ファックス、電子データ、原本）  
予約金として 20,000円を振込む
- ② 事務局との日程等の調整
- ③ 事前審査担当委員及び構造部会担当者との協議
- ④ 残判定料の振り込み（判定会議30日前までに）  
※振り込まれないときは、日程表から除外となります。  
※判定料（基準 表1、表2）
- ⑤ 判定会議
- ⑥ 判定書の発行
- ⑦ その他  
※ 取り下げる場合等の判定料の取扱い（基準2参照）

## 耐震診断・補強計画判定会議の判定料等取扱い基準

社団法人茨城県建築士事務所協会  
平成22年4月1日

当協会が設置している耐震診断・補強設計判定会議の判定料等については、次のように取り扱う。

### 1 耐震診断・補強計画判定料について

#### (1) 耐震診断判定料について

表 1

(単位円)

| 延床面積<br>(㎡) | 鉄筋コンクリートの1次診断 |         | 左記以外    |         |
|-------------|---------------|---------|---------|---------|
|             | 会 員           | 非会員     | 会 員     | 非会員     |
| 1000 未満     | 80,000        | 160,000 | 150,000 | 200,000 |
| 3000 未満     | 100,000       | 200,000 | 200,000 | 400,000 |
| 5000 未満     | 150,000       | 300,000 | 250,000 | 600,000 |
| 5000 以上     | 200,000       | 400,000 | 300,000 | 700,000 |

#### (2) 補強計画判定料について

表 2

(単位円)

| 延床面積<br>(㎡) | 鉄筋コンクリートの1次診断 |         | 左記以外    |         |
|-------------|---------------|---------|---------|---------|
|             | 会 員           | 非会員     | 会 員     | 非会員     |
| 1000 未満     | 100,000       | 210,000 | 200,000 | 400,000 |
| 3000 未満     | 130,000       | 260,000 | 260,000 | 520,000 |
| 5000 未満     | 200,000       | 390,000 | 330,000 | 780,000 |
| 5000 以上     | 260,000       | 520,000 | 390,000 | 910,000 |

(注)

1. 延床面積は、施設台帳または確認申請の面積とする。
2. 本表の金額には、消費税は含まない。
3. 判定料の納入等については、「2 判定料等の取扱いについて」による。
4. 会員とは、建築物の所有者・管理者から耐震診断・補強計画判定業務を受託した者が、(社)茨城県建築士事務所協会員である場合とする。その他の場合は、「非会員」とする。

ただし、県内にある本社または支社が協会会員であっても、県外にある支社または本社が受託した場合は、会員としない(非会員)。

## 2 判定料等の取扱いについて

### (1) 予約金について

判定を申込む事務所は、予約金として20,000円を納入し、申し込むものとする。事務局において納入を確認後、受付し、判定予定日等を決めて申込事務所へ通知する。

なお、受付後、申込み事務所の事由により解約した場合においては、予約金は返却しない。

### (2) 判定料の納入について

申込み事務所は、判定会議予定日の30日前までに、予約金を除いた判定料の残金を納入するものとする。

納入されないときには、判定予定から除くこととする。

### (3) 判定料納入後に取り下げした場合の取扱いについて

申込み事務所の事由により、判定料納入後に申込みを取り下げた場合には、判定料の60%を申込み事務所へ返還する。

### (4) 判定を受けた後の判定料の取扱いについて

納入された判定料は、全額返却しない。

### (5) 再判定等に係る判定料について

申請内容不備等により再判定となった場合の判定料は、上記判定料の70%とする。ただし、継続審議となったもの及び再報告となったものについては、この限りでない。

### (6) 判定書発行後の再判定の手数料について

変更が軽微な場合は、上記判定料の30%、変更が大きな場合は、上記判定料の80%とする。

### (注)

耐震補強計画の判定を受けた建物において、判定書が発行された後に計画変更が生じた場合には、再判定を受ける必要があります。